

平成18年4月24日

各 位

会社名 オリエント時計株式会社
代表者 代表取締役社長 河合 謙一郎
(コード番号 7764)
問合せ先 取締役管理部長 河邊 俊二
TEL 03-3255-1451 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第81回定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について変更及びその他表現の整備を行い、「会社法」施行に伴う必要な用語等を変更するとともに現行定款について条数及び条項の追加・削除・移設、その他の字句の修正並びに条数の変更を行うものであります。

- ① 単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。(変更案第9条)
- ② 株主総会の招集地を東京都23区内に限定する旨を定めるものであります。(変更案第14条)
- ③ 株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することを可能とするものであります。(変更案第16条)
- ④ 特別決議事項の審議を円滑に行うことが可能になるよう、株主総会の特別決議の定足数を引下げる旨を定めるものであります。(変更案第17条)
- ⑤ 取締役会及び監査役会を迅速に開催できるように、招集の手続きを省略できる旨を定めるものであります。(変更案第25条、第33条)
- ⑥ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定める取締役会の書面決議を可能とするものであります。(変更案第26条)

- ⑦ 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分発揮できるように会社法の規定に基づき、取締役及び監査役の会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨を定めるとともに、社外取締役及び社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。（変更案第27条、第34条）
 なお、変更案第27条については、監査役の全員の一致による取締役会の同意を得ております。
- ⑧ 「会社法」の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役及び社外監査役とのバランスを考慮し、同様の責任限定契約を締結することを可能とするものであります。（変更案第35条）
- ⑨ その他「会社法」の施行に伴い、新たに定めを置くことが必要とされる事項を新設するものであります。（変更案第4条、第7条）

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 } (省略)</p> <p>(目的) }</p> <p>第2条 } (本店の所在地)</p> <p>第3条 } (新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 } (現行どおり)</p> <p>(目的) }</p> <p>第2条 } (本店の所在地)</p> <p>第3条 } (機 関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会及び取締役の</u> <u>ほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、4,800万株とする。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第6条 (新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">当社が発行する株券の種類は、取締役会<u>の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(<u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、4,800万株とする。</p> <p>(株券の発行及び種類)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② 当社が発行する株券の種類は、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式に関する手続)</p> <p>第8条 <u>株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り等に関する手続き並びに手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定しこれを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(招集地)</p> <p>第14条 当社の株主総会は、東京都23区内において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役社長に事故があるときは、</p> <p style="text-align: center;">取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の出席株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第17条 (新設)</p> <p>取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② <u>補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>③ <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第20条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(権 限)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか当会社の重要な業務執行を決定する。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>③ (削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。取締役社長差支えあるときは、<u>予め取締役会の定めた順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第23条 <u>取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</u></p>	<p>(<u>取締役会の招集権者及び議長</u>)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(<u>取締役会の招集通知</u>)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p>第25条 (省略) (選任決議)</p> <p>第26条 (新設) 監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第426条第1項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p>第28条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② <u>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間</u>とする。</p> <p>(常勤監査役及び常任監査役) 第28条 監査役は<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>② <u>監査役は互選により常任監査役を置くことができる。</u></p> <p>(報 酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議<u>をもって定める。</u></p> <p>(招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。<u>但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決 議) 第31条 監査役会の議事は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(議事録) 第32条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、<u>出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</u></p>	<p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する</u>ときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第426条第1項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期日)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期日とする。</p>	<p>第6章 会計監査人の責任 (会計監査人の責任限定契約)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(期末配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 前項の金銭には利息を付けない。</p>